

# 施設基準

令和6年6月1日現在  
岡村会 岡村病院

## 院内掲示

平成30年4月1日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

### 1. 当院は、「保険医療機関」指定病院です。

#### 【入院基本料に関する事項】

#### 2. 施設基準届出一覧

○一般病棟入院基本料 (4階病棟)	○重症者等療養環境特別加算	○肝炎インターフェロン治療計画料
○地域包括ケア病棟入院料1 (3階病棟)	○検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ	○下肢創傷処置管理料
看護職員配置加算・看護補助者配置加算	○CT撮影及びMRI撮影(16列以上64列未満のマルチスライスCT)	○ペースメーカー移植術等(交換)
○入院時食事療養(Ⅰ)	○脳血管疾患等リハビリテーションⅡ	○大動脈バルーンパンピング法
○感染対策向上加算3(連携強化加算を含む)	○運動器リハビリテーションⅠ	○経皮的冠動脈形成術
○医療安全対策加算2(地域連携加算2を含む)	○呼吸器リハビリテーションⅠ	○胃瘻増設術
○入退院支援加算1	○輸血管理料Ⅱ	○胃瘻造設時嚥下機能評価加算
○診療録管理体制加算2	○がん治療連携指導料	○麻酔管理料(Ⅰ)
○データ提出加算1 ロ	○糖尿病合併症管理料	○静脈圧追処置(慢性静脈不全に対するもの)
○せん妄ハイリスク患者ケア加算	○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	○別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
○認知症ケア加算3		

### 3. 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

### 4. 「特掲診療料の施設基準」(平成30年厚生労働省告示第73号)により該当する手術の実施件数は以下のとおりです。

(令和5年1月1日から令和5年12月31日の間における手術の実施件数)

その他の区分に分類される手術

掲示対象手術	実施件数
ア) 人工関節置換術	0件
イ) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	6件
ウ) 経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
エ) 経皮的冠動脈形成術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他	0件
オ) 経皮的冠動脈ステント留置術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他	0件
カ) 胸腔鏡又は、腹腔鏡を用いた手術	0件

### 5. 医療安全管理体制について

#### <医療安全管理部門>

医療安全管理部門は、病院の各種安全体制の整備、医療安全に係る研修の企画や運営、事故対応各部署への提言を行います。

#### <医療安全管理体制>

病院全体の医療安全対策を総合的に管理・指揮する医療安全管理委員会、各部署での医療安全推進担当者と検討・報告を行い全職員が共有して安全な医療に取り組んでおります。

#### <医療安全に関する相談について>

当院の医療安全管理者は、患者様・ご家族からの医療安全に関するご相談やご意見をお伺いしています。ご心配のこと、お困りのことがございましたらご支援もさせていただきますので受付にてお問い合わせください。

対応時間	平日 : 9:00 ~ 17:00 土曜日 : 9:00 ~ 12:00
内容	・入院・外来についてのお困りこと ・退院後の生活 ・医療費の助成・お支払いに関する事 ・医療安全・感染対策に関する事
相談窓口	5階ナースステーション
支援担当者	ご相談をお伺いした後、各部門の患者支援担当者が対応いたします・ ・医療安全管理者、医療社会福祉士、医師、薬剤師、その他部門責任者
責任者	看護師 森岡

### 6. 連携介護施設の受け入れ体制について

連携施設名：よんでんライフケア、有料老人ホームきずな

対応内容：上記連携施設に入所中の方について、病状の急変等に対し24時間対応させていただきます。

#### 【保険外負担に関する事項】

当院では、使用量に応じた実費の負担をお願いしています。別紙1をご覧ください。

#### 【特定療養費に関する事項】

#### 1. 特別の療養環境の提供(差額室料)

種別	料金(1日につき)	病室番号
1人部屋	11,000円	301号 401号 501号 516号
	7,700円	302号 303号 305号 402号 403号 405号 502号 503号 505号
	5,500円	318号 320号 321号 322号 323号 415号 416号 417号 418号 420号 511号 512号 515号
	4,400円	317号 412号
2人部屋	2,200円	306号 406号

この表中は、全室一般病棟にある病室を示します。

#### 2. 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性は低い事情により長期にわたり入院される患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として1日につき、入院基本点数の15%を徴収致します。

(1点を10円とし、難病患者・重度の肢体不自由者等は除く。)

(\*詳細は、受付におたずねください。)

区分	保険等	基本点数	ご負担金
一般病棟(全病床)	一般	1,404	1日につき2,100円